

遺言執行者ってどんな人？

「遺言執行者」って誰が、どんなことをするのか？
この機会に一度整理してみましょう。

【遺言執行者とは】

遺言の内容を実現するために、相続人の代表として必要な手続き・行為をする者のことです。

被相続人の財産目録の作成や預貯金の管理、不動産の名義変更など遺言の執行に必要なあらゆる行為を行うことができます。

遺言執行者は遺言書内で選任される場合と、相続開始後相続人の申し立てによって裁判所により選任される場合があります。一般的には銀行や弁護士・司法書士など、手続きにおける専門家が選任される場合が多いですが、未成年者と破産者を除いて誰でもなれます。

なお、遺言書で子供の認知や相続人の廃除を行う場合には、様々な利害が絡むことが想定されるため、必ず遺言執行者を選ぶ必要があります。

【遺言執行者を選任するメリット】

○メリット

- ①遺言執行者がいる場合、遺言の執行を妨げるような行為が一切禁止され、違反した行為は全て無効となります。そのため、相続人が勝手に財産を処分し、手続きを妨害するといったことを阻止することができます。
- ②各相続人の意見調整が必要となる遺言内容、例えば相続人以外の第三者への遺贈や相続財産の寄付などを遺言書に盛り込むようなケースでは、あらかじめ遺言書で遺言執行者を定めておくと、相続開始後の手続きを円滑に進めることができます。
- ③預金の解約、名義変更登記といった相続の煩雑な手続きを相続人自身が行うことなく、遺言執行者に任せることが可能です。

遺言書を書いてみようかな？とお考えの方は、
遺言執行者の選任もあわせて検討してみても
いかがでしょうか。

